

## 「あなたの『まえばし自慢』を教えてください」写真募集要項

### 1 目的・趣旨

市内外にPRできる「まえばし自慢」の写真を集め、素材の掘り起こしを行うことで、本市のシティプロモーションを進めるものです。

また、募集作品の一部を（仮称）第七次前橋市総合計画 2021年度改訂版の計画書冊子に掲載するなど、市として多方面で活用します。

### 2 応募資格

特にありません。（年齢やプロ・アマを問いません。）

### 3 募集作品

応募者本人が本市で撮影したもの

### 4 募集期間

令和3年1月4日（月）～令和3年2月1日（月）

### 5 募集部門

#### (1) 王道部門

前橋と言ったらこれ！と誰もが思い浮かべる素材

#### (2) マニアック部門

今まで内緒にしていた、知られたくない、でも知らせたい素材

#### (3) まちづくり部門

本市の最上位計画である第七次前橋市総合計画に掲げる、まちづくりの6つの柱（「教育・人づくり」、「結婚・出産・子育て」、「健康・福祉」、「産業振興」、「シティプロモーション」、「都市基盤」）に沿った素材

### 6 応募作品

(1) おひとり3点までご応募いただけます。なお、複数部門にご応募いただく場合でも、合計で3点を上限とします。一つの部門で3点写真をご応募いただくことも可能です。

(2) 作品のファイル容量は3MB（メガバイト）以下、形式はJPEGのみとしてください。

(3) 人物が映り込む場合は、本要項について、その方の同意をいただいたものとみなします。

(4) 提出された写真・写真データは返却しません。

## 7 応募方法

応募は、「ぐんま電子申請受付システム」又は事務局（政策部政策推進課）で受付します。必要事項を入力の上、応募作品を添付して送信（提出）してください。

## 8 作品の活用方法

- (1) （仮称）第七次前橋市総合計画 2021 年度改訂版の計画書冊子に掲載
- (2) 各種シティプロモーションにおける対外的な情報発信（本市ホームページや SNS 等）に活用
- (3) 市の記録として保存し、今後必要に応じて、各種資料として活用

## 9 注意事項

- (1) 応募にあたっての注意事項  
以下に該当するものは応募の対象外となりますので、ご注意ください。
  - ① 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
  - ② 既に公表されているものと同一又は類似のもの。
  - ③ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
  - ④ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。
  - ⑤ 公序良俗その他法令の規定に反するもの。
- (2) 著作権の取扱いについて
  - ① 応募作品の著作権は撮影者に帰属しますが、その使用权は前橋市に帰属するものとします。応募者は、「上記 8 作品の活用方法」に記載のとおり、作品を無償で活用することがある旨、ご了承ください。
  - ② 応募作品は、前橋市がトリミングや色調補正など、オリジナルデータを改変する可能性があります。
  - ③ 被写体の知的財産権や肖像権の侵害、またはその他撮影行為に係る問題が生じた場合、前橋市は一切の責任を負いかねます。また、前橋市が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- (3) 個人情報の取り扱いについて  
応募に際し、記入いただく個人情報は、本募集運営するために必要な範囲で使用させていただき、公表することはありません。
- (4) その他応募に関する注意事項
  - ① 撮影及び応募に係る費用は全て応募者の負担とします。また、作品提出に伴ういかなるトラブルについても、前橋市は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
  - ② 応募者は、募集要項の記載事項に同意いただいたものとみなします。

## 10 問い合わせ

前橋市政策推進課 027-898-6512  
メール：seisaku@city.maebashi.gunma.jp